

税務通心

インボイス最低限これだけは

いよいよ 10 月 1 日よりインボイス制度が開始しております。既に進んでおりますが最低これだけは、という事項に厳選してチェックリストを作成しました。ご確認にお役立て下さい。

1 自社が発行するインボイス

<input type="checkbox"/> 自社の登録番号を確認した	国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認
<input type="checkbox"/> 自社の登録番号を得意先に通知した	書面やメールにて通知
<input type="checkbox"/> 自社の請求書等がインボイスの6要件を満たしていることを確認した	①会社名および登録番号 ②取引年月日 ③取引内容 ④税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業主の氏名または名称
<input type="checkbox"/> 自社の請求書等がインボイスの端数処理の要件を満たしていることを確認した	一のインボイスにつき税率ごとに1回の端数処理 都度発行の納品書は要注意
<input type="checkbox"/> 交付する請求書等がない場合の取引（賃貸借取引等）について取引先に自社の登録番号等を通知した	賃貸借契約書に登録番号、税率、消費税額の記載がない場合は書面やメールで上記の通知をする必要があります
<input type="checkbox"/> 社内の誰が問い合わせを受けたとしても自社の登録番号が分かるよう準備をした	社用掲示板等で開示しておき経理部門に問い合わせが集中しないような配慮を

2 取引先から交付を受けるインボイス ※継続して簡易課税の適用を受ける事業者は不要

<input type="checkbox"/> 全ての取引先についてインボイスの登録が済んでいるか確認をした	書面やメールにて確認依頼
<input type="checkbox"/> 全ての取引先についてインボイス事業者一覧または免税事業者一覧を作成し、会計事務所と共有した	取引先がインボイス事業者であるかどうかはご自社で把握していただく必要があります
<input type="checkbox"/> 交付を受ける請求書等がない場合の取引（賃貸借取引等）について取引先に登録番号等の確認をした（住宅の貸付は不要）	賃貸借契約書に登録番号、税率、消費税額の記載がない場合は書面やメールで上記の通知を受け、契約書等とともに保存する必要があります
<input type="checkbox"/> 会計ソフト、販売管理ソフト等がインボイスに対応していることを確認した	インボイスに対応していない会計ソフトではインボイス開始後の申告書を作成できません
<input type="checkbox"/> 会計ソフト、販売管理ソフト等においてインボイスの設定を行った	課税事業者、免税事業者の登録

3 免税事業者との対応 ※継続して簡易課税の適用を受ける事業者は不要

<input type="checkbox"/> 新規取引先が免税事業者かどうかをチェックするルールを導入した	上記のインボイス事業者一覧、免税事業者一覧を都度改訂し会計事務所と共有する必要があります
<input type="checkbox"/> 免税事業者との対応方針を決めた	値下交渉等の交渉担当者は誰か

労務通心

最低賃金の改定について

令和 5 年 7 月 28 日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均 1,002 円、上昇額 41 円の内容で答申をまとめました。これを受けて各地方最低賃金審議会で答申された引き上げ額は、全国加重平均 1,004 円、上昇額 43 円と、過去最大であった昨年の引き上げ額を大きく上回る内容になりました。

1 全国加重平均 1,000 円台へ

本年の春闘における企業の賃上げの流れを中長期的に波及させるよう、コロナ禍以降の企業の資金支払能力、2021 年から続く物価上昇による労働者の最低限必要な生計費に関する数値をもとに、昨年に続き過去最高の引上げ率（4.3%）が決定されました。なお、中小企業の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金、助成金などを通じた支援および労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取り組みの強化も答申において要望されています。近年の先進国の 1 人当たり実質賃金の推移を見ると、1991 年から 2021 年にかけて、米国は 1.52 倍、英国は 1.51 倍、フランスとドイツは 1.34 倍に上昇しているのに対して、日本は 1.05 倍と国際的にみても低位となっていることも背景とされています。

厚生労働省 | 新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画

2 最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければならない。最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。 ※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

3 最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業の職種に関わりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

4 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。なお、住宅手当は、最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚祝金等の労務の対価にならないもの）
- ② 1 箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金（賞与など）
- ③ 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金（定額時間外手当等のみなし残業）
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します）。

5 令和5年度最低賃金引き上げ額

（答申内容）

答申された改訂額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

都道府県（一部抜粋）	令和5年最低賃金（答申）	引上げ額
東京	1,113	+41円
神奈川	1,112	+41円
埼玉	1,028	+41円
千葉	1,026	+42円
愛知	1,027	+41円
大阪	1,064	+41円

6 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

- ① 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給制の場合 日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給 \div 1 箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

例 東京都最低賃金が 1,113 円になると仮定

月平均所定労働日数 20 日、所定労働時間 8 時間
① 基本給 170,000 円 ② 住宅手当 10,000 円
③ 家族手当 10,000 円 ④ 通勤手当 5,000 円

月給 195,000 円から最低賃金の対象とならない
③ 家族手当、④ 通勤手当を除くと、
対象額は 180,000 円になります。

180,000 円 \div 160 時間 = 1,125 円 > 1,113 円

この時期に今一度社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。お困りごとがございましたらご相談ください。

